

横浜市政記者、横浜テレビ・ラジオ記者 各位

記者発表資料
平成18年5月30日
こども青少年局 企画調整課長
宮本 正彦 電話 671-4280

平成18年度
こども青少年局運営方針

こども青少年局



子育て情報局イメージキャラクター ペンギンファミリー

平成18年度こども青少年局運営方針について

1 局経営の基本的な考え方

こども青少年局では、新局に対する市民の期待に応え、局再編の成果を実感していただけのように、「子どもと青少年の健全な成長と自立への支援」を基本目標に、**生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期にいたるまでのライフステージを縦断する一貫した施策の展開及び、福祉・保健・教育などの施策分野を横断する取組を推進**します。

2 施策を推進するうえでの取り組み姿勢

施策の推進にあたっては、職員が自主的、継続的かつ組織的に目標達成に向けて挑戦していく職場風土づくりを進めるため、次のような姿勢で取り組むこととします。

- (1) **現場主義**；現場に足を運び、現場の声を直接聴き、事業の改善等につなげます。
- (2) **活気ある職場の風土づくり**；あいさつを励行し、大いに議論します。
- (3) **チャレンジ**；既成概念にとらわれず、新たな課題に挑戦するとともに、仕事の改善・改革を行います。
- (4) **民との協働の推進**；行政の役割を認識したうえで、効率的かつ柔軟な民の力の活用を推進します。
- (5) **区役所、教育委員会等との連携の強化**；新たな課題への対応に向け連携を強化します。

3 こども青少年局を取り巻く状況

本市の平成16年の合計特殊出生率は1.14で、全国平均の1.29を大きく下回るなど、少子化傾向が一層顕著となっています。

さらに、若年無業者やひきこもりの問題など、青少年を取り巻く課題も加わり、これらによる社会・経済的な影響が懸念されています。

また、児童虐待の増加・深刻化に対する総合的な対応や、これまで支援の対象となることが少なかった発達障害児・者への支援の充実も求められています。

このような状況の中、次世代育成支援の行動計画「かがやけ横浜子どもプラン」や「横浜市青少年プラン」に基づき、さらなる施策推進が必要とされています。

***以上を踏まえ、こども青少年局では、6つの経営方針に積極果敢に取り組んでいきます。**

□ 6つの経営方針

1 地域における子育て支援の充実

子育てに関する様々な不安や負担を軽減し、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つことができる社会の実現を目指し、多様な子育てニーズに対応した、地域における子育て支援施策を推進します。

また、保育ニーズの増加に対応するため、既存建物の活用を図るなど、様々な整備手法を用いて保育所を整備するほか、保護者の就労状況に関わらず多様な保育・教育サービスを提供する総合施設の整備を行います。

2 児童虐待防止への取組の充実

年々増加し、深刻化する児童虐待に対応するため、未然防止から、在宅支援、一時保護、施設入所、自立支援に至るまでの切れ目のない総合的な対策を実現します。

3 障害児の生活支援の充実

障害児とその家族が、地域において生き生きと暮らせるよう、相談・支援体制を充実します。

また、発達障害児も含め、乳幼児から青年期までの障害児の一貫した支援についても新たに検討していきます。

4 放課後児童育成施策の推進

すべての子どもたちにとって、安全で快適な放課後の居場所を確保するとともに、子どもたち一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな対応に努め、子どもたちが豊かな放課後を過ごせるよう、様々な取組を工夫していきます。

5 青少年健全育成施策の推進

「横浜市青少年プラン」に基づき、市民との協働を基調とした青少年の育成活動の推進と施設の運営を行うとともに、若年無業者やひきこもりをはじめとした新たな青少年育成課題への対応にも着手します。

6 母子家庭等の自立支援への対応の強化

母子家庭等の自立促進に向けた就労支援策を充実するとともに、増加するDV（ドメスティックバイオレンス：夫婦間、パートナー間の暴力）被害者を支援するための体制を強化します。

多様なニーズに対応した、地域における子育て支援施策を推進します。また、保育ニーズの増加に対応するため、様々な整備手法を用いて保育所を整備するほか、保護者の就業状況に関わらず多様な保育サービス・教育の機会を提供する総合施設（認定こども園）の整備を行います。

【主な取組内容】

(1) 地域子育て支援拠点を中心とする地域における子育て支援の充実

「中学校区程度に1か所」の様々な親子の居場所の確保を、民との協働により推進します。(人数：年間延べ人数)

- | | | | | |
|--------------|-------|-----------|-------------|---------------|
| ①地域子育て支援拠点 | 来場者数： | — 人 | → 56,000 人 | (1か所→5か所) |
| ②親と子のつどいの広場 | 利用者数： | 31,700 人 | → 39,500 人 | (12か所→14か所) |
| ③幼稚園はまっこ広場 | 利用者数： | 40,900 人 | → 46,000 人 | (13か所→15か所) |
| ④子育て支援者の相談会場 | 来場者数： | 180,300 人 | → 207,800 人 | (126か所→145か所) |
| ⑤育児支援センター園 | 利用者数： | 72,500 人 | → 78,000 人 | (24か所→24か所) |

(2) 多様な保育ニーズへの対応

一時保育や病児保育を充実し、家族形態や就労形態の変化に伴う、保育ニーズの多様化に対応します。(人数：定員)

- | | | | | |
|----------------------|-------------------|-----------|-------------|---------------|
| ①一時保育の拡充 | 利用者数： | 79,800 人 | → 93,600 人 | (139か所→163か所) |
| ②休日・年末年始保育の拡充 | 利用者数： | 1,000 人 | → 1,800 人 | (5か所→8か所) |
| ③病児保育の拡充 | 利用者数： | 700 人 | → 1,800 人 | (3か所→4か所) |
| ④長時間保育の充実 | 利用者数： | 301,000 人 | → 321,000 人 | (330か所→372か所) |
| ⑤病院内きょうだい児保育モデル事業の開始 | <新規> | | | |

(3) 保育所整備等の推進

様々な整備手法を用いて保育所の整備を推進し、保育ニーズの増加に対応します。

- ①既存建物の改修による整備や保有土地有効活用による整備など、様々な手法による整備
- ②老朽保育所の改築促進による整備**<新規>**
- ③総合施設(認定こども園)の整備**<新規>**
- <参考>18年度保育所定員増 870人(14か所)**

※待機児童数、保育所定員数の推移(単位：人)

	待機児童数	定員増数	定員	中期政策プラン等計画値
平12年4月1日	—	794	22,312	
13年	1,040	458	22,770	
14年	1,140	1,355	24,125	840
15年	1,123	858	24,983	1,620
16年	1,190	1,706	26,689	1,560
17年	643	3,199	29,888	1,550
18年	353	3,106	32,994	1,280

育児不安、家庭養育機能の脆弱化等を背景に、年々増加・深刻化する児童虐待に対応するため、①未然防止と早期発見・早期対応に重点をおいた取組、②在宅支援の強化、③入所施設の支援拡充と質の向上を行うことで、在宅支援、一時保護、施設入所、自立支援に至るまでの切れ目のない総合的な対策を実現します。

【主な取組内容】

(1) 第四児童相談所（仮称）の整備

一時保護所を備えた第四児童相談所（仮称）を新設し、現在満杯状態にある一時保護所の状況を改善するとともに、相談所の体制を強化し、児童虐待の早期対応等、適切な対応を図ります。

- ①場所：南区浦舟町
- ②平成19年6月開所予定
- ③一時保護所定員：56人

(2) 児童養護施設等の整備推進

児童虐待の増加により不足する一時保護所や児童養護施設を計画的に整備し、心身ともにケアを必要とする児童に十分な対応を行います。

- ①児童養護施設の新設・聖母愛児園改築の設計完了（3月）＜新規＞
開所時点で市内定員55人増（386人→441人）
*新規施設・・・20年度開所 定員：45人
*聖母愛児園・・・21年度開所 定員：10人増（76人→86人）
- ②南部児童相談所の一時保護所の開所（2月）＜新規＞
定員：15人（平成19年度以降45人）

(3) 児童虐待防止に向けた在宅支援等の充実

区福祉保健センター及び児童相談所による継続的な養育者への支援体制を強化し、虐待の未然防止や既に虐待にいたったケースの再発防止を図ります。

＜育児支援家庭訪問事業＞

- ①区福祉保健センターによる家庭訪問員の訪問の拡充
（1区平均6件/月→20件/月）
- ②児童相談所による家庭訪問員の訪問＜新規＞
（10月実施 50世帯×6回＝延べ300世帯）
- ③児童相談所からの育児ヘルパー等の家庭への派遣＜新規＞
（10月実施 ヘルパー15人×5回＝延べ75世帯）

障害児とその家族が地域において生き生きと暮らせるよう、相談・支援体制を充実します。

また、発達障害児も含め、乳幼児から青年期までの一貫した支援についても新たに検討していきます。

【主な取組内容】

(1) 地域療育体制の充実

診療所と通園施設を併せ持った地域療育センターを整備し、専門的療育を提供するとともに、地域の関係機関との連携を図り、障害児が地域の中で適切な支援を受けられるようにします。(利用者数：5,837人(平成16年度)→約7,000人)

- ①地域療育センターあおば(仮称)の整備(平成19年4月開所 6か所→7か所)
- ②南部方面の療育センター整備に向けた検討(8か所目)

(2) 学齢期の支援の充実

乳幼児から青年期までの一貫した支援を実現するためには、学齢期の支援が特に重要です。障害児の活動の場を広げる様々な施策を展開し、本人の豊かな成長を支援するとともに、家族の負担感の軽減を図ります。(利用者数：1,422人→約6,000人)

- ①障害児の居場所づくり事業(モデル実施1か所)
- ②学齢障害児地域生活サポート事業の実施(モデル拠点2か所)と検証(今後の学齢期支援のあり方検討)
- ③児童デイサービス・障害児タイムケア事業の実施
(デイサービス5か所 → デイサービス・タイムケア合計で12か所)

(3) 障害者自立支援法への対応(障害児施設の制度円滑移行)

障害者自立支援法の施行に伴い、平成18年10月1日から施設の利用方法が大きく変更となります。

必要な制度改正等の対応を行い、障害児とその家族が引き続き支障なくサービスを利用できるようにします。(施設利用児童数 1,091人(平成18年4月現在))

- ①条例改正(5月)、関係規則・要綱改正(9月)
- ②適正な利用者負担の検討

<自立支援法施行に伴う主な制度の変更点>

- ・これまでの措置制度から、利用者と事業者が直接契約する方式へ変更となる。
- ・サービスにかかる費用は利用者の原則1割負担(所得による上限設定あり)となる。
- ・食費等は利用者の実費負担となる。

すべての子どもたちにとって、安全で快適な放課後の居場所を確保するとともに、子どもたち一人ひとりの状況に応じてきめ細かな対応に努め、子どもたちが豊かな放課後を過ごせるよう様々な工夫をします。

【主な取組内容】

すべての子どもたちを視野に入れた「遊びの場」と「生活の場」を兼ね備えた安全で快適な放課後の「居場所づくりを進める」とともに、放課後児童育成施策に関わる人材の養成・確保を行います。

(1) 放課後キッズクラブ事業（4月現在 18か所：4,569人）

放課後児童育成施策の中心的事業と位置付け、拡大・展開を図ります。

- ①キッズクラブの整備 登録児童数：4,569人（18か所）→7,620人（30か所）
- ②地域における放課後の居場所ネットワークの構築（プレイパーク等との連携）
- ③19年度キッズクラブ実施か所の選定及び設計（18か所）
（18年度の選定及び設計：12か所）

(2) はまっ子ふれあいスクール事業（4月現在 332か所：80,760人）*11か所はキッズへ

開設時間の延長やおやつの提供、プログラムの充実など、これまでの体制や機能を拡充したはまっ子ふれあいスクールを増やします。

- ①充実を図るはまっ子ふれあいスクールの実施<新規>
登録児童数：2,630人（4月：11か所）→3,346人（10月：14か所）
*うち2か所はキッズへ転換
- ②19年度充実を図るはまっ子実施か所の選定（15か所）

(3) 放課後児童健全育成事業（4月現在 174か所：5,842人）⑰170か所：5,825人

放課後児童クラブにおける安全対策マニュアルを作成のうえ各クラブに周知することで、各クラブの安全性の一層の向上を図ります。

(4) 放課後児童育成施策人材養成事業

スタッフの子どもへの理解、障害児への対応及び遊びのプログラムの企画や工夫などの能力向上を図り、放課後児童育成施策の活動内容を充実させます。

また、ボランティアの育成、マネジメントについて学ぶ機会を提供し、ボランティア人材の確保、育成を支援します。

- ①個別配慮研修 参加者数：30人（11日間）
- ②遊びのプログラム研修 参加者数：40人（4日間）
- ③ボランティアマネジメント研修 参加者数：40人（3日間）

若年無業者やひきこもりをはじめとした、新たな青少年育成の課題への対応に着手するとともに、「横浜市青少年プラン」に基づき、市民との協働を基調にした青少年育成活動の推進と青少年施設の運営を行います。

【主な取組内容】

(1) 青少年の自立支援

若年無業者やひきこもりなどに象徴される新たな社会的課題に対し、**青少年自立支援のための新たな施策や事業を、国、県、NPO等との連携によって検討・実施し、**青少年の自立を促進します。

① 青少年自立支援策の体系化<新規>

青少年自立支援研究会を設置（5月）

青少年の自立支援のための具体的な施策や事業について検討し、体系化。

② 青少年自立のための支援拠点の開設

国、県、NPO等と連携のうえ、相談事業、ジョブトレーニング、保護者向けの講座等開催。

(2) 思春期の青少年への支援・啓発事業の展開

「性」や「非行」の問題などに関する啓発事業を展開することにより、思春期の青少年が抱える様々な課題を自らの力で解決できるよう、親も含めたまわりの大人と一緒に考え支援していきます。

① 専門家によるキャラバン隊による小中学校での思春期講座の開催（1区2か所程度）。→参加者数：1,600人

キャラバン隊をPRするためのシンポジウム・特別講座の開催<新規>

→参加者数：400人

② 小中学生に対する「あかちゃんふれあい体験」の充実に向け、マニュアルの作成や教材の貸し出し等実施に向けた各区への支援

(3) 社会的ひきこもり支援の充実

社会福祉法人と協働で、**社会的ひきこもりの青年に対する社会参加・就労に向けたプログラムの開発、実施のほか検証を行い、**青年の社会参加や自立を支援します。

① 社会的ひきこもり市民講座「事例からひきこもりを考える」の開催

→参加者数：200人

② 社会的ひきこもりに対する相談・集団トレーニング・就労支援モデル事業の展開

→来所相談数：440件（うち社会的ひきこもり関連：200件）

→グループ活動参加者数：50人

→就労支援モデル事業参加者数：20人

母子家庭等の自立促進に向けた就労支援策を充実するとともに、増加するDV（ドメスティックバイオレンス：夫婦間、パートナー間の暴力）被害者を支援するための体制を強化します。

【主な取組内容】

(1) 母子家庭等の自立支援

母子就労支援員と区との連携による就労・自立支援体制を整備するとともに、**無料職業紹介事業を新たに実施するなど、支援機能を充実し、母子家庭等の自立を促進**します。

①母子就労支援プログラムの策定<新規>

- ・母子就労支援員と区の協力により、ケースに応じた就労支援計画を作成し、ハローワーク等関係機関と連携した支援を行う。

②母子家庭等就業・自立支援センター事業の拡充

- ・無料職業紹介事業を新たに実施

(参考 センターの職員体制：就労支援員3人 → センター長1人、就労支援員4人)

年間支援者：430人
うち就労者 52人以上

(2) 母子生活支援施設の再整備

緊急一時保護用居室を備えた母子生活支援施設を再整備し、居住環境面から健全な母子生活を支援します。(市内定員：130世帯→150世帯)

①睦母子生活支援施設の開所(12月：南区睦町)

定員：20世帯＋緊急一時保護3世帯

②「アーサマ総持寺」の竣工(平成19年3月：鶴見区鶴見)

定員：20世帯＋緊急一時保護3世帯

(3) 外国籍女性と子どもへの総合的自立支援

NPO法人「女性の家サーラー」との協働により、**様々な生活問題を抱える外国籍女性・母子への相談支援を実施し、自立を支援**します。<新規>

①電話や面接による相談対応

②緊急一時保護後の中・長期的自立支援

③多言語(タイ語など7言語)対応及び文化的背景を踏まえた通訳派遣、同席面接

④多国籍市民対応の職員研修・啓発